

中川事務所新聞

第40号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【安倍新内閣が発足】

小泉総理に代わって安倍総理が誕生しました。どんな政治になっていくのか分かりませんが、新総理の公約の一つに「再チャレンジ」云々というものがあります。

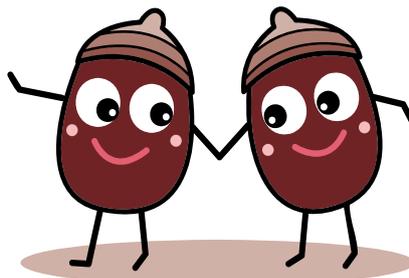
中身がどんなものか分かりませんが、真に中小事業者の立場に立った有効な政策が実現されることを望むばかりです。

【同族会社に対する増税～その後～】

実質的な一人会社のオーナーへの役員給与の損金算入制限措置による増税の仕組みについて、国税庁からフローチャートが公開されています。(http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/toku

syu_qa.pdf)

何回見てもひどい制度だと呆れるばかりです。



【兵庫国体が開催されています】

兵庫県では50年ぶりの国体となる「のじぎく国体」が10月10日まで県内各地で開催されています。直接現地で見ると他にインターネット放送でも見ることができます。

「はばタンTV」(http://www.abatan2006.tv/)

【国税庁TAX-TV】

上記の国体放送のほか、最近ではインターネット放送が便利になっています。下記は税金講座のような放送です。

「Web TAX-TV」(http://www.nta.go.jp/webtaxtv/index.html)

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・個人市県民税第3期分納税



知ってお得！？法律雑学

Q. 最近は飲酒運転が非常に騒がれているので、酒を飲むときには自転車で行くことにしました。これで万全ですよ？



A. 道路交通法では、自転車は「軽車両」と呼ばれます。そしてこの軽車両にも、道路交通法上の定めがほとんど適用されます。

道路交通法では、酒気を帯びて車両等を運転してはならない、車両等を運転する恐れのある者に酒類を提供したり飲酒を勧めてはいけないと規定されています。そしてその罰則として、車両等を運転した者で、酒に酔った状態に該

当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定されています。

つまり、自転車であっても酒によって運転していれば懲役・罰金の可能性はあるということです。つい最近にも酒酔い運転の自転車が検挙された事例がありました。

自転車なら大丈夫といわず、酒を飲んだら運転はやめましょう。

経営談義

【お金の使い途】

企業として商売を始めたり継続するためにはお金が必要です。そのお金を自分で用意する代表的なものが資本金、外部から調達する代表的なものが借入金です。

そうして集めたお金をどのように使うかが資金使途の種類といわれるものです。資金使途を典型的なパターンでまとめると、次のようになります。

[1] 設備資金

- ①増設投資
- ②更新・合理化投資
- ③企業維持投資
- ④①～③の複合投資

[2] 運転資金

- ①経常運転資金
- ②増加運転資金
- ③決算資金、賞与資金

- ④つなぎ資金
- ⑤季節資金
- ⑥在庫資金、滞貨資金
- ⑦投融資資金
- ⑧資本構成改善資金
- ⑨肩代り資金、借換資金
- ⑩減産資金、赤字資金、債権固定化資金、救済資金



資金調達を借入によって賄う場合、返済資金をどこから捻り出すかは非常に重要なポイントです。その返済財源を考えると、上記の資金使途の種類が必要になります。例えば、増設投資資金を短期の手形借入で調達した場合、

たちまち返済資金に困ることになるでしょうし、つなぎ資金を長期の証書借入で賄うと、無駄な利息を払うことにもなりかねません。

資金が必要になるときには、必ずそれに応じた理由があるはずであり、その理由はほとんどの場合ここで掲げた資金使途の種類に当てはまります。お金の使い途をはっきりさせる⇒返済財源を考える⇒適切な資金調達の方法を実行する、この基本的な流れを無視しないように気をつけましょう。



運動会も無事に終わり、我が娘たちは揃って徒競走が苦手なようでした。その代わり、ダンスなどを楽しくやっていたので十分でしょう。ちなみに私は小六のとき、突然足が速くなり、長らくトツプの座を守っていましたが、今となっては遠い遠い過去の栄光です。今月は祭りの季節ですね。私はあの締め込み姿が苦手で、いまだにきちんと参加したことがありません。しかし、今年の子供会の役員として二日間屋台に付いて回らなければなりません。締め込み姿にはなりません。普通服だと思えば逆が目立つのでどうしたものかと思案中です。

あとがき

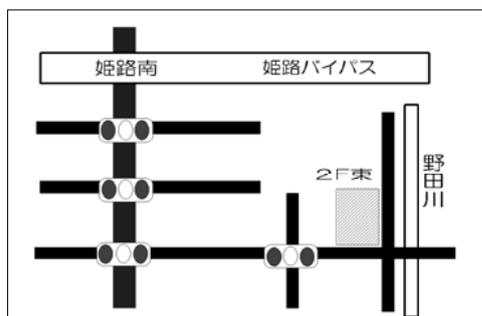
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp